

令和3年8月13日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について

九戸村新型インフルエンザ等対策本部

岩手県内の直近1週間の新規感染者数が、人口10万人当たり15人を超過するなど、感染拡大が著しいことから、令和3年8月12日付けで岩手緊急事態宣言が発令されました。

お盆や夏季休暇の時期ですが、感染拡大の要因となる人と人との接触の機会を極力減らすため、次の点につきまして重ねてお願いします。

記

- 1、不要不急の外出の自粛をお願いします。
- 2、都道府県をまたぐ帰省や旅行などは、原則中止又は延期をお願いします。
- 3、家庭にウイルスを持ち込まない・持ち出さないため、特にも次の事項は厳守願います。
 - (1) 同居家族以外とのバーベキューや会食、法事による会食
 - (2) 同級会や同窓会の開催
 - (3) 出張先や研修先での会食
- 4、やむを得ない事情等により、他の都道府県から来村された方は、来村後2週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等を継続してください。
- 5、九戸村の村営施設においては、原則岩手緊急事態宣言が解除されるまでの間、次のとおり休館又は営業を自粛します。
 - (1) 体育センター、総合運動場、B&G海洋センター、屋内ゲートボール場、パークゴルフ場、陶芸センターは、学校の利用を除く一般利用を不可とします。
 - (2) H O Zホール（九戸村公民館）（※図書室を含む）、山村開発センターは、一般利用できません。
 - (3) ふるさとの湯っこは、宿泊利用者以外、利用できません。
 - (4) 道の駅おりつめ産直オドデ館は、午後4時までの営業時間短縮とします。